

事業者へ



消費税の
インボイス制度

登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。



登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

- 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。

個人事業者はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答もおこなっています。

[説明会サイトへ](#)



- ・インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けています。
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）
【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しく知りたい人は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



[特設サイトへ](#)

南阿蘇村農業みらい公社通信 Vol.5

今年もソバの刈り取りが順調に進んでいますが、9月19日に接近した台風14号の風による倒伏で収量は昨年に比べると少ないようです。

南阿蘇村は、令和2年産の市町村別収量が西日本で3位になるほどのソバの産地です。令和元年に整備したソバの乾燥・調製施設による低温乾燥や高精度な選別をすることで品質の高いソバを生産できていますが、ブランド化には至っていないのが現状です。そこで、昨年度から、東海大学農学部との協力を得て、南阿蘇村で栽培している久木野在来種を含めた品種の比較試験をおこなっています。

さらに、12月には南阿蘇村内や福岡市の飲食店で南阿蘇村のソバを使った料理を提供する“そばフェア”を開催予定です。麺だけではないソバの魅力を知っていただける機会になると思いますので、ぜひ南阿蘇村のソバをご賞味ください。



ソバの調査をする東海大学の学生

高齢化などに伴って耕作が困難になった農地の斡旋については、
まずは役場農業委員会 TEL0967 (67) 2707 にご相談ください。